

他団体における実施事例の調査結果について

観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方の検討にあたり、他団体の実施事例について、箱根町で実施した場合の試算額、実施にあたっての課題、基金の有無等について調査したもの。

1 調査対象

12 事例（31 団体）

※令和5年度第2回検討会議の「(資料3) 観光まちづくりの充実・維持に係る財源の確保手法について」において整理した他団体の観光財源の確保策（法定税・法定外税・協力金等）をもとに調査対象としたもの。

2 調査方法

他団体の制度内容について調査し、本町で類似した制度の試算が可能か検討した。そのうえで、試算条件に合致する数値や方法がある場合は、令和5年度実績をベースに試算を行うとともに、実施する場合の課題等について整理したもの。

試 算 額	実数値による試算が可能か検討 (可能な場合) 令和5年度の箱根町の数値をもとに試算 (困難な場合) 理由を記載
実施する場合の課題	主に実務面での課題を対象として整理
基金の設置	各事例について、基金設置の有無や基金を設置している場合は、その運用方法等を整理

※調査結果の詳細は、別紙「他団体の実施事例の調査結果」のとおり

3 試算結果

(1) 試算額について

- ・最も金額が大きいのは宿泊税（最高で13.3億円程度）で、2番目に金額の大きい入湯税の超過課税（最高で5.7億円程度）の2倍以上となった。
- ・最も金額が小さいのは有料公衆トイレ（780万円程度）だったが、協力金等については、富士山保全協力金をはじめ、試算・導入が困難な事例が多かった。

(2) 実施する場合の課題について

- ・入湯税、宿泊税では、収入規模が大きいため、充当先を整理する必要がある。
- ・歴史と文化の環境税（太宰府市）、乗鞍環境保全税（岐阜県）では、課税対象の把握や整理が必要である。
- ・実施可能な実施事例の全てにおいて、特別徴収となるため、特別徴収義務者の理解や協力が必要である。

【他団体の実施事例まとめ（試算額、実施する場合の課題）】

区 分	名 称 (行為の内容)	試算額	実施する場合の課題	備 考
法定税 (超過課税)	入湯税 (入湯)	1.9億円程度～ 5.7億円程度	・引上げ分を含め、使途の範囲内で充当先の整理が必要 ・引上げ分は、基金による管理等の区別が必要 ・特別徴収義務者の理解が必要	大阪府箕面市 ほか8団体 (基金有:5)
法定外税 (普通税)	歴史と文化 の環境税 (駐車)	7,300万円程度	・町内には有料・無料の駐車場が混在しており、対象の整理が必要 ・駐車場利用目的に対する受益と負担を踏まえた使途の整理が必要 ・特別徴収義務者の理解が必要	福岡県太宰府市 (基金有)
法定外税 (目的税)	宿泊税 (宿泊)	5.9億円程度～ 13.3億円程度	・入湯税やふるさと納税と重複しない充当先の整理が必要 ・都道府県と市町村との二重課税の可能性 ・特別徴収義務者の理解が必要	[定額制] 京都府京都市 ほか4団体 (基金有:2) [定率制] 北海道倶知安町 (基金有)
	乗鞍環境保全税 (駐車場への進入)	1.3億円程度	・保全対象箇所や使途の整理が必要 ・大涌谷園地を設定した場合、複数の来訪手段を課税対象とする制度設計が必要 ・特別徴収義務者の理解が必要	岐阜県 (基金無)

※別紙「他団体の実施事例の調査結果」の区分毎に試算額及び実施する場合の課題をまとめたもの。

※なお、「一定規模の財源確保が困難または実施そのものが困難なもの」は、まとめから除外している。

この表は、他団体の事例（主に観光客等に負担を求めている財源確保策の事例）について、箱根町で実施した場合の試算額、実施にあたっての課題、基金の有無を調査したもの。

区 分	名 称 (行為の内容)	実施団体 ※1	R4決算額 (増収分) ※2	試算額（箱根町で導入した場合の増収額）※3		実施の 可否 ※4	実施する場合の課題	基金	備 考
					試算条件				
法定税 (超過課税)	入湯税（入湯）	大阪府箕面市	792万円	1.9億円程度	宿泊：200円 ※入湯税宿泊分を50円引上げるものとして試算	○	・引上げ分を含め、使途の範囲内で充当先の整理が必要である。 ※令和6年度当初予算における入湯税の充当可能額:約9,000万円 ・既存税の超過課税であるため、引上げ分を基金により管理するなど、区別することが必要である ・特別徴収義務者となる鉱泉浴場経営者の理解が必要である。	×	
		三重県桑名市(旧長島町)	846万円	2.3億円程度	宿泊：210円 ※入湯税宿泊分を60円引上げるものとして試算			○	平成27年度に観光振興基金を設置し、予算の範囲内で積立
		北海道東川町	753万円	3.8億円程度	宿泊：250円 ※入湯税宿泊分を100円引上げるものとして試算（別府市は、超過課税を宿泊・飲食料金別に行っているが、入湯税宿泊分を100円引上げるものとして試算）			×	
		大分県別府市	1億5,953万円					○	引上げ分は基金に積立。使途は、入湯税の超過課税分の使途に関する審議会への諮問・答申を踏まえて決定
		北海道登別市	1億1,305万円	5.7億円程度	宿泊：300円 ※入湯税宿泊分を150円引上げるものとして試算（伊達市は、小規模な旅館・民宿等施設は150円から変更していないが、入湯税宿泊分を150円引上げるものとして試算）			○	引上げ分は基金に積立。登別駅エレベーター設置を契機に導入、その後は受入環境整備に充当
		北海道壮瞥町	2,539万円					×	
		北海道洞爺湖町	6,210万円					○	引上げ分は基金に積立。災害復旧・復興の財源確保とし、旅館組合や観光協会と協議のうえ、一部観光振興事業にも充当
		北海道伊達市	2,593万円					○	引上げ分は基金に積立。大滝区の観光振興に必要な事業に充当
		岡山県美作市	743万円	2.5億円程度	200円 ※日帰りも1,000円以上は課税対象のため、入湯税の宿泊・日帰りを各50円引上げるものとして試算			×	
		北海道釧路市	3,107万円	1.4億円程度	宿泊：250円 ※国際観光ホテル整備法の登録ホテル・旅館の入湯税宿泊分を100円引上げるものとして試算	×	・引上げ分は、登録ホテル・旅館がある地区（阿寒湖温泉地区、層雲峡温泉周辺）の整備費等に充てられているが、本町は町内全域を対象とする必要がある。 ・登録ホテル・旅館に固定資産税不均一課税を設定している一方で、当該施設の宿泊者に課税することは困難である。 ・〃（箕面市等の課題と同様）	○	引上げ分は基金に積立。使途は、地元関係団体と市が協議し決定
		北海道上川町	非公開	1.4億円程度	宿泊：250円 ※国際観光ホテル整備法の登録ホテル・旅館の入湯税宿泊分を100円引上げるものとして試算			○	引上げ分は基金への積立やDMO活動資金に充てる。
		山口県長門市	2,719万円	—	300円 長門湯本温泉の景観形成重点地区内の鉱泉浴場を対象としており、本町では類似する区域がないため試算が困難	×	・特定区域に限定する根拠を整理した上で、対象区域を設定する必要がある。 ・〃（箕面市等の課題と同様）	○	引上げ分は基金に積立。長門湯本温泉みらい振興評価委員会に意見を聞いて決定

区 分	名 称 (行為の内容)	実施団体 ※1	R4決算額 (増収分) ※2	試算額（箱根町で導入した場合の増収額）※3		実施の 可否 ※4	実施する場合の課題	基金	備 考
					試算条件				
法定外税 (普通税)	歴史と文化の環境税 (駐車)	福岡県太宰府市	6,328万円	7,300万円程度	乗 用 車：100円 大型バス：500円 ※はこねの手引き掲載の有料駐車場のうち、R5の実績台数及び平均回転率を乗じた駐車見込台数をもとに試算 【参考資料1】を参照	○	・町内には有料・無料の駐車場が混在しているため、対象駐車場の整理が必要である。 ・駐車場利用者に寄与する施策を設定するなど受益と負担の整理が必要である。 ・新税の導入に伴うシステム改修等の事務負担を含め、特別徴収義務者となる駐車場管理者の理解が必要である。	○	収入は基金に積立。歴史と文化の環境税運営協議会において審査を受け主旨に沿うものに充当
	別荘等所有税 (別荘等の所有)	静岡県熱海市	5億2,945万円	4.2億円程度	延床面積1㎡：650円 ※令和6年度家屋評価データをもとに試算	×	・課税対象は別荘等所有者となり、観光客に負担を求める方策にはならない。 ・固定資産税と別荘等所有税で別荘の概念が異なる中、熱海市と同様の考え方で別荘等所有者に課税することは困難である。 ・二地域居住や空き家問題なども考慮して新たに別荘を定義する必要がある。	×	収入は生活関連施設（ごみ処理, し尿処理, 上下水道の整備）や安心、安全のための消防施設の整備費用などの一部を応分に負担して頂くためとしている。
	宮島訪問税 (区域への入域)	広島県廿日市市	3億5,000万円 (R6見込) (R5.10.1～)	—	1 回 の入域：100円 宮島へ訪問（入域）する行為への課税であり、本町への入町手段を把握する方法がないため試算できない	×	・入町手段（自動車、電車・バス・タクシー、徒歩）が多岐にわたり、各手段に対応した徴収方法を設定することは困難である。 ・入町者の中から観光客と町民、通過者等を区別して徴収することは困難である。	×	
法定外税 (目的税)	宿泊税（宿泊）	京都府京都市	30億4,590万円	12.2億円程度	1 人 1 泊：200～1,000円 ※観光客実態調査に基づき試算した宿泊料金別の宿泊者数に各課税額を乗じて積算 【参考資料2】を参照	○	・条件設定次第では、金額の規模が大きくなるため、入湯税やふるさと納税と重複せずに、設定する用途の範囲内で充当先の整理が必要である。 ・先行自治体では、都道府県と市町村との二重課税が生じており、県との調整が必要となる可能性がある。 ・新税の導入に伴うシステム改修や入湯税との二重徴収等の事務負担を含め、特別徴収義務者となる宿泊事業者の理解が必要である。	×	
		石川県金沢市	7億8,229万円	11.4億円程度	1 人 1 泊：200～500円 ※観光客実態調査に基づき試算した宿泊料金別の宿泊者数に各課税額を乗じて積算 【参考資料2】を参照			×	
		長崎県長崎市	2億9,700万円 (R5見込) (R5.4.1～)	10.0億円程度	1 人 1 泊：100～500円 ※観光客実態調査に基づき試算した宿泊料金別の宿泊者数に各課税額を乗じて積算 【参考資料2】を参照			○	収入の一部を基金に積み立て、国内外の人々の交流を促進し、観光需要の回復及び喚起を図るための事業に充当
		福岡県福岡市	19億1,470万円	9.4億円程度	1 人 1 泊：150～450円 ※観光客実態調査に基づき試算した宿泊料金別の宿泊者数に各課税額を乗じて積算 【参考資料2】を参照			○	収入額の範囲内で基金への積立ができる。また、収入額が充当事業費を上回った場合、翌年度基金に積立てる。
		福岡県北九州市	14億7,676万円	5.9億円程度	1 人 1 泊：150円 ※観光客実態調査に基づき試算した宿泊料金別の宿泊者数に各課税額を乗じて積算 【参考資料2】を参照			×	
		北海道倶知安町	2億4,370万円	13.3億円程度	宿泊料金の2％ ※観光客実態調査の宿泊費に2％を乗じて積算	○	・定率制を導入する根拠を整理する必要がある。（倶知安町は部屋賃が多く宿泊者の把握が困難なため） ・〃（京都市等の課題と同様）	○	収入は目的に資する各種事業を実施するとともに、新幹線駅開業後の駅前整備など中・長期的な事業の財源とするため、基金へ積立

区 分	名 称 (行為の内容)	実施団体 ※1	R4決算額 (増収分) ※2	試算額（箱根町で導入した場合の増収額）※3		実施の 可否 ※4	実施する場合の課題	基金	備 考
					試算条件				
法定外税 (目的税)	乗鞍環境保全税 (駐車場への進入)	岐阜県	815万円	1.3億円程度	乗用車：300円 観光バス：3,000円 ※本町で類似するものとして大涌谷園地駐車場を対象とし、駐車台数をもとに試算 【参考資料1】を参照	○	・町内には自然公園法の特別地域が点在しているため、保全対象箇所や用途を整理する必要がある。 ・大涌谷園地を設定した場合、複数の来訪手段（ロープウェイ、バスなど）があるため、その全てを課税対象とする制度設計が必要である。 ・新税の導入に伴うシステム改修等の事務負担を含め、特別徴収義務者となる駐車場管理者の理解が必要である。	×	(乗鞍鶴ヶ池駐車場利用台数) R3:10,833台 R4:12,904台 (大涌谷園地駐車場駐車台数) R3:235,566台 R4:293,295台 R5:295,568台
	環境協力税等 (村への入域)	沖縄県伊是名村	354万円	—	1 回の入域：100円 村（島）へ入域する行為への課税であり、本町への入町手段を把握する方法がないため試算できない	×	・入町手段（自動車、電車・バス・タクシー、徒歩）が多岐にわたり、各手段に対応した徴収方法を設定することは困難である。 ・入町者の中から観光客と町民、通過者等を区別して徴収することは困難である。	×	徴収率：100％（令和4年度）
		沖縄県伊平屋村	322万円	—				×	徴収率：100％（令和4年度）
		沖縄県渡嘉敷村	1,035万円	—				×	徴収率：100％（令和4年度）
		沖縄県座間味村	861万円	—				×	徴収率：100％（令和4年度）
協力金等	有料公衆トイレ	東京都千代田区	553万円	780万円程度	1 回：100円 ※千代田区公衆トイレ設置時の必要条件に最も近いと考えられる金時公園トイレを試算対象とし、水道使用量に1回あたりのトイレの使用水量を除した利用者数をもとに年間利用者の見込みを求め試算	△	・有料化にあたっては、他の公衆トイレとの差別化を図るため、設備の充実等を図る必要がある。 ・新たに生じる料金徴収費等を考慮する必要がある。	×	・千代田区の場合、喫煙コーナーと情報コーナーを併設し、年間約8万人が利用 ・第2期アクションプランで公衆トイレ維持に係る新たな財源を検討中
	富士山保全協力金	山梨県	6,835万円 (R4.7～9)	—	1,000円 世界文化遺産である富士山の顕著な普遍的価値を広く後世へ継承するため、五合目から先に立ち入る来訪者への協力金であり、本町には類似する対象がないため、試算できない。	×	・類似する対象がないため、実施は困難である。	○	・協力金は基金に積立。事業選定委員会及び静岡県議会による審議のうえ決定。 ・収納率：73％（令和4年度）
		静岡県	3,708万円 (R4.7～9)	—				○	・協力金は基金に積立。審議会による審議を経た後、事業を実施する団体等に分配 ・収納率：57％（令和4年度）
	富士山吉田口県有登下山道使用料	山梨県	2億9,783万円 (R6見込) (R6.7～)	—	2,000円 (富士山保全協力金の条件と同様)	×	・類似する対象がないため、実施は困難である。 ・弾丸登山や混雑対策を目的としており、山梨県と同様の考え方で使用料を徴収することは困難である。	○	・使用料は基金に積立。登下山道の整備等を円滑に推進するための事業に充当 ・静岡県もR7導入に向けて検討中
	屋久島山岳部環境保全協力金	鹿児島県屋久島町	3,032万円	—	山中泊客：2,000円 日帰り客：1,000円 世界自然遺産である屋久島山岳部への入山者への協力金であり、本町には類似する対象がないため試算できない。	×	〃（山梨県等の課題と同様）	○	・協力金は、バスチケットに併せた納付のほか、募金箱や事前振込分も含む ・残額は基金に積立て ・収受率：70％（令和4年度）
	入域（入島）料	沖縄県竹富町	1,289万円	—	1 回の入域：300円 入島への協力金であり、本町への入町手段を把握する方法がないため試算できない。	△	・入町手段（自動車、電車・バス・タクシー、徒歩）が多岐にわたり、任意であるものの、各手段に対応した徴収方法を設定することには、各関係機関との合意形成が必要である。	×	・収受率：11％（令和4年度） ・収受は、入島券を竹富港や石垣港設置の券売機や島内販売所等で購入する ・訪問税の導入に向けて検討中

※1:各団体の記載内容は、決算カード(総務省)、各団体の決算書、例規集、議会会議録・議会資料、ホームページ及び団体への聞き取り調査をもとに作成したもの。
 ※2:「R4決算額(増収分)」は各団体が確保した財源確保額であり、このうち「(見込)」は、検討時等の見込額を記載している。また、R4年度以外の年度や期間の記載があるものは、その間の増収額を記載している。
 ※3:試算額の算出にあたり根拠となる数値は、断りのない限り、R5年度の数値を用いている。
 ※4:【凡例】○：実施可能（課題有）、△：実施可能（一定規模の財源確保が困難）、×：実施困難